

大分県報

令和八年
号外（四）
三月三十一日

（火曜日）

目次

規則

大分県税条例施行規則等の一部改正……………

規則

大分県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第三十三号

大分県税条例施行規則等の一部を改正する規則

（大分県税条例施行規則の一部改正）

第一条 大分県税条例施行規則（昭和二十五年大分県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「自動車税の環境性能制」を削り、「第七十七号の十第一項」を「第七十七号第一項」に改め、「の種別割」を削る。

第七条第二号の二中「自動車税種別割用」を「自動車税用」に改め、同条第三号の二及び第四号の四中「自動車税種別割納税通知書」を「自動車税納税通知書」に改め、同条第六号中「自動車税種別割以外の税目用」を「自動車税以外の税目用」に改め、同条第六号の二中「自動車税種別割督促状」を「自動車税督促状」に改め、同条第十九号の二中「自動車税種別割に係る第二次納税義務者の納付義務の免除申告書」を「自動車税に係る第二次納税義務者の納付義務の免除申告書」に改める。

（公示送達）

第八条 条例第十条に規定する規則で定める方法は、地方団体の使用に係る電子計算機

（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（条例第十条に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（地方団体の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限り。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 地方団体の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの
第三十七号各号を次のように改める。

一 自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用） 第五十七号様式の四、第五十七号様式の四の二又は第五十七号様式の四の三
二 自動車税免除申請書 第五十七号様式の五
三 自動車税減免申請書 第五十七号様式の三の十四
四 自動車税減免承認通知書 第五十七号様式の三の十五

五 自動車税の減免対象バスの認定兼減免申請書 第五十七号様式の五の三
六 自動車税中古商品車減免申請書 第五十七号様式の五の四
七 自動車税通学用バス減免申請書 第五十七号様式の五の五
八 自動車税賦課決定通知書 第五十七号様式の六
九 自動車税減免取消通知書 第五十七号様式の七

第三十七号の二第一項中「条例第六十条第三項後段又は」を削り、同条第二項中「条例第六十条第三項前段又は」及び「条例第六十条第三項後段又は」を削る。
第三十八号及び第三十八号の二を次のように改める。

第三十八条 条例第六十条の十三第一項第五号に規定する社会福祉法人等は、次に掲げるものとする。
一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、更生施設、医療保護施設又は授産施設を経営する法人
二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設又は児童心理治療施設を経営する法

人

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する法人

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十三条第四項に規定する障害者支援施設を経営する法人

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）で同法第四条第一項に規定する障害者に係るものを行う法人であつて次に掲げるもの

- イ 社会福祉法人
- ロ 一般社団法人及び一般財団法人
- ハ 医療法人

ニ 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第四条第二項に規定する宗教法人
ホ 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人

へ イからホまでに掲げる法人のほか、営利を目的としない法人で知事が別に定めるもの

六 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号に規定する授産施設を経営する法人、同法第九号及び第十号に規定する社会福祉協議会並びに同法百十三号に規定する共同募金会

七 大分県障がい児協会

第三十八条の二 削除

第三十八条の三第一項各号列記以外の部分中「第六十条の五第一項第二号」を「第六十条の十四第一項」に改め、同項第一号中「条例第六十条の五第一項第二号に規定する生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する自動車について同号の規定の適用を受けようとする場合又は」を削り、「若しくは常時介護する者が運転する自動車について同項」を「又は常時介護する者が運転する生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する自動車について同号の規定の適用を受けようとする場合又は」を削り、「若しくは常時介護する者が運転する自動車について同項」を「又は常時介護する者が運転する自動車について同項」に改める。

第三十八条の四中「第六十条の五第一項第二号」を「第六十条の十四第一項」に改め

る。

第三十八条の五から第三十八条の七までを削る。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 削除

第三十九条の二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割額」を「自動車税額」に、「種別割の」を「自動車税の」に、「第四百六十三条の二十三」を「第四百五十六条」に改め、「となる」の下に「条例第六十条の十四第一項に規定する」を加え、「の種別割」を削り、同条第二項を次のように改める。

- 2 条例第六十条の十四第二項に規定する書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 身体障害者福祉法第十五条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）
 - 二 厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳
 - 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳

第三十九条の三の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第三号様式の七及び第三号様式の九中「殿」を「様」に改める。

第四号様式（その三）中「取りまじり局」を「取りまじり店」に改める。

第四号様式の二（その一）中「自動車税種別割納付書兼領収済通知書」を「自動車税納付書兼領収済通知書」に、「自動車税種別割原符」を「自動車税原符」に、「自動車税種別割領収証書」を「自動車税領収証書」に改め、同様式（その二）中「自動車税種別割納付書・領収証書」を「自動車税納付書・領収証書」に、「殿」を「様」に、「自動車税種別割原符」を「自動車税原符」に、「自動車税種別割領収済通知書」を「自動車税領収済通知書」に改める。

第五号様式の二中「自動車税種別割納付書」を「自動車税納付書」に改める。

第六号様式中「取りまじり局」を「取りまじり店」に改める。

第六号様式の二の二中 「取 り まじり 局」を「取 り まじり 店」に改める。

第六号様式の三の二中「殿」を「様」に改める。

第六号様式の四中「自動車税種別割納付書」を「自動車税納付書」に、「自動車税種別割納付書兼領収済通知書」を「自動車税納付書兼領収済通知書」に、「自動車税種別割原符」を「自動車税原符」に、「自動車税種別割領収証書」を「自動車税領収証書」に改める。

書」及び「自動車税種別割納税証明書」や「自動車税納税証明書」及び「自動車税種別割納税」や「自動車税に」及び「自動車税に」及び「自動車税種別割納税通知書内訳書」や「自動車税納税通知書内訳書」に定める。

第八号様式の二(イ)中「自動車税種別割督促状」や「自動車税督促状」及び「自動車税種別割が」や「自動車税が」及び「自動車税種別割納付書兼領収済通知書」や「自動車税納付書兼領収済通知書」及び「自動車税種別割原符」や「自動車税原符」及び「自動車税種別割領収証書」や「自動車税領収証書」に定める。

送達を受けるべき者 住(居)所 氏 名	送達を受けるべき者の氏名
------------------------	--------------

第九号様式中「の名称等」を記す。
第十号様式の欄々中「自動車税種別割」や「自動車税」及び「書き換える」や「枝番」とあるのは「通知番号」と読み替える」に定める。

第十号様式の二及び第三号様式中「殿」や「様」及び「自動車税種別割」や「自動車税」及び「書き換える」や「枝番」とあるのは「通知番号」と読み替える」に定める。

第十三号様式の二及び第十三号様式の三の欄々中「自動車税種別割」や「自動車税」及び「書き換える」や「枝番」とあるのは「通知番号」と読み替える」に定める。
第十六号様式中「殿」や「様」及び「通知番号」と読み替える」や「自動車税」及び「書き換える」や「枝番」とあるのは「通知番号」と読み替える」に定める。

第十七号様式中「自動車税種別割に係る第二次納税義務者の納付義務の免除申告書」や「自動車税に係る第二次納税義務者の納付義務の免除申告書」及び「第11条の9第3項」や「第11条の10第3項」に定める。

第十八号様式、第二十号様式から第二十三号様式の二の三まじ及び第二十三号様式の三から第二十三号の五まじの規定中「殿」や「様」及び「自動車税種別割」や「自動車税」及び「書き換える」や「枝番」とあるのは「通知番号」と読み替える」に定める。

第二十号様式中「殿」や「様」に定める。
第二十六号様式(イの二)中「自動車税種別割」や「自動車税」及び「自動車税種別割及び自動車税環境性能割」や「自動車税」に定める。

第二十七号様式の二中「殿」や「様」に定める。

第二十八号様式の二中「自動車税種別割領収証書」や「自動車税領収証書」及び「殿」や「様」及び「自動車税種別割領収済報告書」や「自動車税領収済報告書」に定める。
第三十一号様式から第三十二号様式まじ及び第三十四号様式の欄々中「自動車税種別割」や「自動車税」及び「書き換える」や「枝番」とあるのは「通知番号」と読み替える」に定める。

第三十五号様式から第三十七号様式の二まじ及び第三十八号様式中「殿」や「様」及び「自動車税種別割」や「自動車税」及び「書き換える」や「枝番」とあるのは「通知番号」と読み替える」に定める。

第四十一号様式の欄々中「自動車税種別割」や「自動車税」及び「書き換える」や「枝番」とあるのは「通知番号」と読み替える」に定める。
第四十一号様式の二中「殿」や「様」及び「通知番号」と読み替える」や「自動車税」及び「書き換える」や「枝番」とあるのは「通知番号」と読み替える」に定める。

第四十一号様式の五の欄々中「自動車税種別割」や「自動車税」及び「書き換える」や「枝番」とあるのは「通知番号」と読み替える」に定める。
第四十一号様式の六から第四十一号様式の八まじ及び第四十二号様式から第四十三号様式の三まじの規定中「殿」や「様」及び「自動車税種別割」や「自動車税」及び「書き換える」や「枝番」とあるのは「通知番号」と読み替える」に定める。

第四十四号様式の欄々中「自動車税種別割」や「自動車税」及び「書き換える」や「枝番」とあるのは「通知番号」と読み替える」に定める。
第四十四号様式の二から第四十四号様式の四まじ及び第四十四号様式の二十五中「殿」や「様」及び「自動車税種別割」や「自動車税」及び「書き換える」や「枝番」とあるのは「通知番号」と読み替える」に定める。

第四十四号様式の二十九から第四十四号様式の三十一まじの規定中「御中」や「様」及び「自動車税種別割」や「自動車税」及び「書き換える」や「枝番」とあるのは「通知番号」と読み替える」に定める。

第四十四号様式の三十二、第四十六号様式、第四十六号様式の二及び第四十七号様式の二中「殿」や「様」及び「自動車税種別割」や「自動車税」及び「書き換える」や「枝番」とあるのは「通知番号」と読み替える」に定める。

第五十号様式の三中「健康保険証」や「資格確認書」に定める。
第五十一号様式(イの二)中「取りまどめ局」や「取りまどめ店」に定める。

第五十一号様式の三(イの二)を次のように定める。

第51号様式の3（その1）（第24条、第27条の2関係）

法人 個人 正 定 通知書兼納付通知書
特別法人事業税又は地方法人特別税 加算決定

管理番号

次のとおり、更正・決定したの通知します。この通知書による不従順額及び納付金並びに滞納金は、滞納期間までに納付してください。

令和八年 月 日
大分県大分県税事務所長

Table with columns for tax type, amount, and calculation details. Includes sections for '法人事業税' and '地方法人特別税' with various sub-items and their respective amounts.

第五十一号様式の三（その二）中「44種から48種」を「45種から49種」に改める。
第五十一号様式の六の四から第五十一号様式の六の六までの規定中「殿」を「様」に改める。

第五十一号様式の六の十一中「自動車安全運転センター等」を「国立健康危機管理研究機構等」に改める。

第五十一号様式の六の十二及び第五十一号様式の六の十四中「殿」を「様」に改める。
第五十四号様式の四中「取りまとめ局」を「取りまとめ店」に改める。

第五十五号様式の六中「健康保険証」を「資格確認書」に改める。

第五十六号様式の八、第五十六号様式の九、第五十七号様式の三、第五十七号様式の三の六及び第五十七号様式の三の九中「殿」を「様」に改める。

第五十七号様式の三の十から第五十七号様式の三の十三までを次のように改める。

第五十七号様式の三の十から第五十七号様式の三の十三まで
第五十七号様式の三の十四及び第五十七号様式の三の十五を次のように改める。

第五十七号様式の三の十から第五十七号様式の三の十三まで 削除
第五十七号様式の三の十四及び第五十七号様式の三の十五を次のように改める。

大分県 県税事務所長 殿		自動車税減免申請書		年 月 日	
大分県条例 第60条の14第2項 の規定により 自動車税 の減免を申請します。		申請者住所 (納税義務者) 氏名		法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 個人番号又は法人番号(右語で記載) 電話番号()	
減免を受けようとする自動車	登録(車両)番号	所有者		使用者	
この欄は「自動車検査証」によって記入してください。	大分 カナ	住所	住所	氏名	氏名
減免を受けようとする税額	自動車税減免額	住所	氏名	生年月日	申請人との続柄
身体障害者等	年度 円	住所	氏名	生年月日	申請人との続柄
自動車運転する者	住所	氏名	身体障害者等との続柄		
身体障害者手帳等	自動車運転する者が身体障害者等の場合	身体障害者等が運転する日数 1月に 日	身体障害者等以外の者が運転する日数 1月に 日		
	手帳等の種類	障害等級又は程度	障害名又は病名		
	1 身体障害者手帳 2 戦傷病者手帳 3 療育手帳 4 精神障害者保健福祉手帳				
運輸免許証	運輸免許証番号	免許の種類	有効期限	条件	車名
備考	既減免車	登録(車両)番号	移転	拡大対象	新規
	有・無		抹消 転出		

注1 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。
 2 減免を受けようとする自動車、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者によって運転されるものであるときは、その事実を証明する書類を添付してください。

登録番号	自動車税の減免額	円
自動車税の内容	から	まで
減免の内容	自動車税の減免額	円
不承認の理由		

【減免の理由に該当しないこととなる場合】

- 1 減免の対象となつた自動車を譲渡した場合は変更登録(使用者の変更)した場合
- 2 減免の対象となつた自動車を廃車したり盗難にあつた場合
- 3 身体障害者等でなくなつた場合(死亡を含む。)
- 4 減免の対象となつた自動車を運転する者が運転免許資格をなくした場合
- 5 身体障害者で満18歳未満の者と生計を一にする者が所有する自動車について減免を受けた場合に、その身体障害者が4月1日現在で満18歳になつたとき。
- 6 身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車について減免を受けている場合で、次に該当するとき。
 - (1) 専ら身体障害者等の通院、通学、通所又は生業のために運転される自動車でなくなつたとき。
 - (2) 自動車を運転する者が身体障害者等と生計を一にしなくなつたとき。
 - (3) その他減免理由に該当しなくなつた場合

注 身体障害者等とは、身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者をいいます。

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を經由して提出してください。)

なお、この処分についての審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の場合には、審査請求の裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第五十七号様式の中「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に、「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。
 第五十七号様式の四の中「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に、「自動車税種別割」を「自動車税」に、「として使用できません。」を「として使用できません。」

この証明書は、右の領収年月日及び日までの間に限り使用できます。
 第五十七号様式の四の中「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に、「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

第五十七号様式の五の中「自動車税種別割免除申請書」を「自動車税免除申請書」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改める。
 第五十七号様式の五の中「自動車税種別割の減免対象バスの認定兼減免申請書」を「自動車税の減免対象バスの認定兼減免申請書」に、「の自動車税種別割」を「の自動車税」に改める。

第五十七号様式の五の中「自動車税種別割中古商品車減免申請書」を「自動車税中古商品車減免申請書」に、「の自動車税種別割」を「の自動車税」に、「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。
 第五十七号様式の五の中「自動車税種別割通学用バス減免申請書」を「自動車税通学用バス減免申請書」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改める。

第五十七号様式の六の中「自動車税種別割賦課決定通知書」を「自動車税賦課決定通知書」に改める。
 第五十七号様式の七の中「自動車税種別割減免取消通知書」を「自動車税減免取消通知書」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改める。

第五十七号様式の九を次のように改める。
第五十七号様式の九 削除
 第五十七号様式の九の二中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。
 (大分県会計規則の一部改正)

第二条 大分県会計規則(昭和四十九年大分県規則第十号)の一部を次のように改正する。
 第三十三条第一項中「自動車税種別割納税通知書」を「自動車税納税通知書」に改める。
 第九十九条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を

第九号とする。
 第九号とする。
 第二百一十条第一項中「自動車税種別割納税通知書」を「自動車税納税通知書」に改める。

(災害被害者に対する県税の減免等に関する条例施行規則の一部改正)
第三条 災害被害者に対する県税の減免等に関する条例施行規則(昭和五十二年大分県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。
 別記様式中「四」を削り、「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。
 (大分県県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 大分県県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成九年大分県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。
 第三十三条第三項中「の種別割」を削る。
 第四十四号様式中「自動車税種別割又は軽自動車税種別割」を「自動車税又は軽自動車税」に、「自動車税種別割(軽自動車税種別割)」を「自動車税(軽自動車税)」に改める。

第四十六号様式中「自動車税種別割(軽自動車税種別割)」を「自動車税(軽自動車税)」に改める。
 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正)

第五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成二十八年大分県規則第六十号)の一部を次のように改正する。
 第八条第二号を削り、同条第三号中「第七十七号の十七」を「第六十四号」に改め、「の種別割」を削り、「戦傷病者手帳交付等関係情報」を「戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第四条第一項又は第二項の戦傷病者手帳の交付及び障害の程度に関する情報(以下「戦傷病者手帳交付等関係情報」という。）」に改め、同号を同条第二号とする。

附 則
 (施行期日)
 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条中第八条の改正規定は、地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日から施行する。
 (改正前の大分県条例施行規則等に定める様式による用紙に関する経過措置)

2 次に掲げる規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

一 第一条の規定による改正前の大分県税条例施行規則第三号様式の二、第三号様式の三、第三号様式の七、第三号様式の九、第四号様式（その三）から第四号様式の二（その二）、第五号様式の二、第六号様式、第六号様式の二の二、第六号様式の三の二、第六号様式の四、第八号様式の二から第十号様式の二まで、第十二号様式、第十三号様式の二、第十三号様式の三、第十六号様式、第十七号様式、第十八号様式、第二十二号様式から第二十三号様式の二の三まで、第二十三号様式の三から第二十四号様式まで、第二十六号様式（その二）、第二十七号様式の二、第二十八号様式の二、第三十一号様式から第三十二号様式まで、第三十四号様式、第三十五号様式から第三十七号様式の二まで、第三十八号様式、第四十一号様式、第四十一号様式の二、第四十一号様式の五から第四十一号様式の八まで、第四十二号様式から第四十三号様式の三まで、第四十四号様式から第四十四号様式の四まで、第四十四号様式の二十五、第四十四号様式の二十九から第四十四号様式の三十二まで、第四十六号様式、第四十六号様式の二、第四十七号様式の二、第五十号様式の三、第五十一号様式（その一）、第五十一号様式の三（その一）、第五十一号様式の三（その二）、第五十一号様式の六の四から第五十一号様式の六の六まで、第五十一号様式の六の十一、第五十一号様式の六の十二、第五十一号様式の六の十四、第五十四号様式の四、第五十五号様式の六、第五十六号様式の八、第五十六号様式の九、第五十七号様式の三、第五十七号様式の三の六、第五十七号様式の三の九から第五十七号様式の五まで、第五十七号様式の五の三から第五十七号様式の七まで、第五十七号様式の九及び第五十七号様式の九の二の規定

二 第三条の規定による改正前の災害被害者に対する県税の減免等に関する条例施行規則別記様式の規定

三 第四条の規定による改正前の大分県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第四十四号様式及び第四十六号様式の規定